しない者」と、第百三条の七第三項第五号中「令第四十三条第一項第一号イからヲまでに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第一項第一号から第十二号までに掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第三項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ロに掲げる者が令第四十二条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第十二号までのいずれか」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ワに掲げる者が令第四十二条第一項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ワに掲げる者が令第四十二条第三項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第二号カに掲げる者が令第四十二条第三項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ワに掲げる者が令第四十二条第四項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号カに掲げる者が令第四十二条第四項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ハ若しくは二に掲げる者が令第四十二条第五項第三号若しくは第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第十三号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第四十一条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二の二の二　（略）

2　申請者が、令第四十二条第十一項第五号又は第十二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三　令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

しない者」と、第百三条の七第三項第五号中「令第四十三条第一項第一号イに掲げる者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ホに掲げる者が令第四十二条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ホに掲げる者が令第四十二条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第二号ヘに掲げる者が令第四十二条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ホに掲げる者が令第四十二条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ヘに掲げる者が令第四十二条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第四十二条第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第四十一条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二の二の二　（略）

2　申請者が、令第四十二条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三　令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）